

お知らせ

『京都地方税機構 催告センター』から電話による納税の呼びかけを行いますのでお知らせします。

平成28年8月10日

京都地方税機構広域連合長

『京都地方税機構 催告センター』からの電話による納税の呼びかけは、京都地方税機構から委託された民間事業者の専門オペレーターが納期限を過ぎている方へ自主納付の呼びかけを行います。

納税相談をご希望の方には所管する各地方事務所をご案内致しますので、各地方事務所へご連絡をお願いします。

民間事業者へ委託する『電話による自主納付の呼びかけ業務』は、平成19年3月27日付け総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」において、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用としての代表的な事例とされています。

業務委託に際しては、個人情報の保護や目的外利用の防止について、厳重な措置を講じています。

業務内容 催告書を発付した対象者へ電話による地方税の納付確認、自主納付の呼びかけ

開設日 月曜日～金曜日
(ただし、10月22日(土)10月30日(日)12月10日(土)12月11日(日)は運営。その他閉庁日を除く。)

開設時間 原則12時～20時

開設場所 京都府庁内旧本館2階 京都地方税機構別室内



『振り込め詐欺』にご注意ください！

京都地方税機構催告センターからの電話による納税の呼びかけでは、こちらから口座を指定して振込みを求めたり、ATM機(現金自動支払機)の操作を指示するようなことは絶対にありません。

このお知らせについてのお問い合わせ

京都地方税機構 事務局 業務課 徴収企画担当

075-414-4498